

はり・きゅう療養費を申請される方へ【償還払い】

三菱電機健康保険組合

以下のことをよくお読みになってから申請してください。

はり・きゅう療養費とは

健康保険では、病気やケガをしたときは保険証を提示して保険医療機関で診療を受けるのが原則です。しかし、保険医による適当な治療手段がなく、医学的見地から他の治療方法をうけることを保険医が認め、これに保険医が同意し、はり・きゅう治療を受けた場合は、いったん医療費の全額を支払い、あとで健保組合に申請して払い戻しを受けられる(償還払い) ことになっています。これを「はり・きゅう療養費」といいます。

はり・きゅう療養費の支給対象となる場合

保険医の同意のある次の6疾病で、慢性的な疼痛(ずきずきと痛む・うずく)のある場合、健康保険の療養費として申請できます。
【神経痛・リウマチ・五十肩・腰痛症・頸腕症候群・頸椎捻挫後遺症】

上記以外の場合については、詳しい症状や保険医の適当な治療手段がないなどがわかる同意書や、診断書の提出が必要です。ただし、提出があった場合でも内容によっては支給対象外となることもあります。

はり・きゅう療養費が支給対象外となる場合

同一疾病で保険医療機関にて治療や投薬(湿布薬や痛み止め等含む)を受けている場合やあんま・マッサージとの併用は支給対象外となります。また、同一疾病で接骨院・整骨院(柔道整復師)との併用はできません。

注意事項

下記書類を揃えて申請しても、症状や病名など療養費の支給基準に合致しているか判断しかねる場合、被保険者の方へ受診内容について照会することがあります。支給決定に必要ですので、すみやかに記入し、返信してください。

提出書類

※下記の書類が全て揃わない場合、払い戻しはできませんのでご注意ください。
療養費の請求の効力は費用を支払った日の翌日から2年となります。

- ① 療養費支給申請書(はり・きゅう用) 記入もれがないか確認してください。未記入など不備がありますと書類を返却いたしますので、支払が遅れる場合があります。
- ② 領収書(原本) 原本が必要です。また、返却することはできません。領収書には受診者氏名・領収金額・領収日・領収印・施術所名称等が必要です。(レシートタイプは不可)
- ③ 同意書又は診断書 はりきゅう治療を受ける病名を診断した保険医の同意書又は診断書が必要です。保険医から同意書の交付を受け、はり・きゅう施術を受けている患者が、6か月を超えて引き続き施術を受ける場合は、改めて保険医の同意書又は診断書が必要となります。

※保険医より交付された同意書の有効期間
初療日又は保険医による再同意日(同意書交付日)から起算する
・月の15日以前の場合は当該月の5ヵ月後の月の末日まで
・月の16日以降の場合は当該月の6ヵ月後の月の末日まで

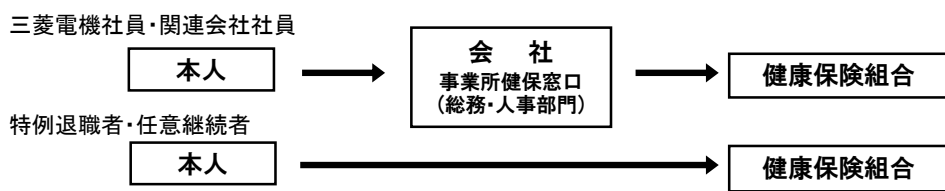
支給額

健康保険で認められている治療方法と料金に基づいて計算し支払われるので、かかった費用の全額が給付されるわけではありません。健康保険の給付の範囲内で査定された額の7割(6歳未満は8割/高齢受給者は8割~7割)が支給されます。そのため、支払った金額の7割が必ずしも給付されるとは限りません。

支給日・支給方法

基本的に申請書を提出された翌月~翌々月に給付いたします。(書類不備や審査状況によって遅れる場合があります)
●三菱電機社員:給と同封 ●関連会社社員:会社へお問い合わせください ●特退・任継:保険料を引き落としているご指定の口座

提出先



療養費の払い戻しは「やむを得ない」と認められた場合のみ支給されるものです。
また、払い戻される条件を満たしていても必要書類が揃っていない場合は、払い戻しできませんのでご注意ください。